

# 令和8年度身体障害者等に関する軽自動車税の減免について（ご案内）

## 1. 減免制度とは

身体障害者等（身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者をいいます）の積極的な社会参加のために、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができる制度です。

## 2. 申請の区分

減免申請には次の3つの区分があります。

(1) (本人運転) 障害者が所有する軽自動車を障害者本人が運転する場合

(2) (家族運転) 同居の生計を一にする方が運転する場合

もっぱら障害者の通学、通勤、通所もしくは生業のために使う、障害者本人または同居の生計同一者が所有する軽自動車が対象となります。

(3) (常時介護者運転) 障害者等および未成年者もしくは70歳以上の方のみで構成される世帯の障害者を常時介護する方が運転する場合

もっぱら障害者の通学、通勤、通所若しくは生業のためにその障害者を常時介護する方が運転する、障害者本人または同居の生計同一者が所有する軽自動車が対象となります。

※ 「常時介護する方」とは、障害者の通学等のために継続して日常的に運転する方の事をいいます。

※ 上記の『もっぱら』とは、1年を通して通学、通院等のために、週3回以上、もしくは、総使用日数（走行距離数）の50%以上使用する場合をいいます。

## 3. 減免軽自動車の台数制限・登録上の注意

減免となる軽自動車は、対象となる障害者の方1人に対し1台のみです。（他市町村、または普通自動車等で同様の減免を受けている場合は対象となりません。）

なお、車検証に「事業用」と記載されている軽自動車は対象になりません。

また、車検証の所有者、使用者が次のとおり登録されている事が必要です。（別表1）

（別表1）

手帳の種類	本人運転	家族運転・常時介護者運転
身体障害者手帳 戦傷病者手帳	所有者：障害者本人 使用者：障害者本人	所有者：障害者本人又は同居の生計同一者 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者
療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		所有者：障害者本人又は同居の生計同一者 使用者：障害者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者

#### 4. 減免申請の申し込み受付期間

減免申請受付期間

令和8年5月15日（金）まで

#### 5. 減免を申請するときに必要な書類

##### (1) 本人運転の場合

- ①減免申請書
- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳のうち該当するものの写し
- ③運転免許証もしくは免許情報記録確認書の写し（本人のもの）
- ④減免を受けようとする軽自動車の車検証または標識交付証明書の写し（本人が所有者になっているもの）

##### (2) 家族運転・常時介護者運転の場合

- ①減免申請書
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のうち該当するもの写し
- ③運転免許証もしくは免許情報記録確認書の写し（運転する方のもの）
- ④減免を受けようとする軽自動車の車検証の写し（障害者本人又は同居の生計同一者が所有者になっているもの）

##### —初めて家族運転・常時介護者運転で申請される方—

戦傷病者の方は山梨県庁国保援護課で、それ以外の方は富士川町役場福祉保健課で減免資格証明書又は常時介護者証明を受け、申請書に添付してください。

- ⑤減免資格証明書（家族運転の場合）
- ⑥常時介護証明書（常時介護者運転の場合のみ必要）

#### 6. 注意事項

- ※ 軽自動車税の減免申請は、毎年1回となっています。
- ※ 昨年度、減免の該当となった方も、改めて申請書の提出が必要です。
- ※ **申請期日を過ぎると、令和8年度分の減免は受けられませんのでご注意ください。**
- ※ 提出は納期限の前日（土日祝を除く）まで受け付けることができますが、できる限り受付期間内での提出をお願いします。
- ※ 障害者1人につき軽自動車か普通自動車のどちらか1台に限ります。
- ※ 減免を受けた方を対象に定期的に調査を実施しています。調査の結果、減免の対象外であることが分かった場合には、減免を取り消し、対象外となった時点でさかのぼって課税します。
- ※ タクシー利用料金助成回数券を利用されている方は、減免を受けられない場合があります。
- ※ 減免申請の内容については心身障害者自動車燃料費助成事業の資料として山梨県へ提供する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ※ **本年度の軽自動車税の納付書は5月上旬に発送予定です。減免を希望される場合は減免対象車両の納付はしないでください。**